国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和2年1月30日
中部地方整備局

# 『公共工事発注者支援機関[土木]』で１機関が認定されました

「品質確保に関する推進協議会」では、平成26年度より「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、「公共工事発注者支援機関評価制度」により「発注者支援のための発注関係事務を適切に実施することができる者」の評価・認定を行っています。

このたび、公共工事発注者支援機関の公募を令和元年１０月１５日～令和元年１１月１５日に行い、申請のあった下記の機関について、令和２年1月２９日の「品質確保に関する推進協議会」で評価が行われ、認定されましたのでお知らせします。

●認定機関　一覧

【土木　１機関】　（一社）ふじのくにづくり支援センター

●認定期間

認定期間は評価の翌日より３年後の年度末まで（2023年３月31日まで）

１．添付資料　　【参考資料】発注者支援機関の評価制度について

２．配 布 先　　中部地方整備局記者クラブ、静岡県政記者クラブ

３．問合せ先　　品質確保に関する推進協議会事務局
（国土交通省　中部地方整備局　企画部　技術管理課）
技術管理課長　藤山 一夫、建設専門官 山本 進一
TEL ０５２－９５３－８１３１

# 発注者支援機関の評価制度について

参考資料

『公共工事発注者支援機関の評価制度』の概要

公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第21条第1項及び第4項の定めに基づき、発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者（発注者支援機関）を活用しようとする場合において、国・都道府県が行う支援である、「発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の『適切な評価』」を行うため、「品質確保に関する推進協議会」により公共工事発注者支援機関評価制度を平成26年12月17日に設立し、発注者支援機関として、発注関係事務（積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等）を適切かつ公正に行うことができる者としての条件を備えているか評価要件を用いて評価し、認定を行っている。

①発注関係事務を適正に行うことができる知識経験
②法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制
③その他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者

【品質確保に関する推進協議会】
・学識経験者
・国土交通省　中部地方整備局
・岐阜県　静岡県　愛知県　三重県
名古屋市　静岡市　浜松市

（認定期間は評価の翌日より3年後の年度末。継続は再度評価が必要）

**品質確保に関する推進協議会**

＜評　価＞
発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者

認定

**認定　発注者支援機関**(H30.1.26現在)

（H30.1.26認定　:9団体）（R2.1.29認定※:1団体）

○認定機関［土木］
（公財）岐阜県建設研究センター
（公財）愛知県都市整備協会
（公財）三重県建設技術センター
（一社）中部地域づくり協会
※（一社）ふじのくにづくり支援センター

○認定機関［建築］
（公財）岐阜県建設研究センター
（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター
愛知県住宅供給公社
（公財）三重県建設技術センター
（一社）中部地域づくり協会

活用

地方公共団体
地方公共団体
地方公共団体

# ー発注者支援機関の評価・認定手続きー

評価・認定手続き
①協議会委員（整備局・県）は、関係市町村支援の状況を踏まえ、認定候補機関の募集を行う。
②募集を実施した者は、認定候補機関を協議会に推薦する（必要に応じて推薦の審査を行う）。
③協議会は推薦を受けた認定候補機関を、評価要件を用いて評価し、適切と認められる場合は、「公共工事発注者支援機関」として認定する。（認定期間は、評価の翌日より3年後の年度末とし、継続する場合は再度評価を必要とする）
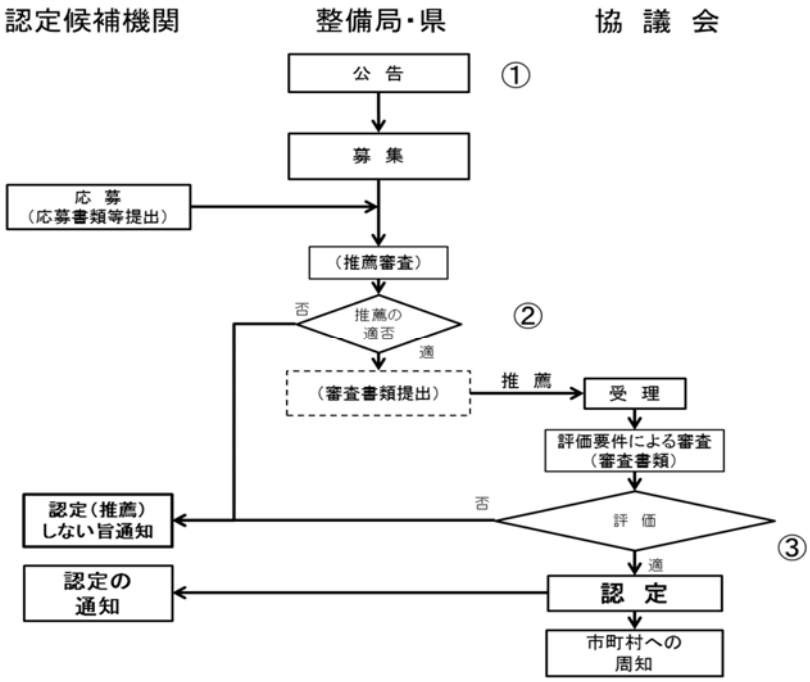
公共工事発注者支援機関の評価・認定手続きフロー